

## 東吉野村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 村は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費について、東吉野村合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、東吉野村補助金等交付規則（平成19年東吉野村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽であって、生物科学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上及び放流水のBOD20mg/l（月間平均値）以下の機能を有し、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用されるものにあつては同指針に適合するものをいう。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 住宅 主に居住を目的とした住宅
- (5) 併用住宅 住宅部分と店舗、事務所その他これに類するものが併用されている住宅

### (補助金の交付)

第3条 村長は、東吉野村に住所を有する者又は本村へ転入しようとしている者で、村内において住宅又は併用住宅に合併処理浄化槽を設置するもの及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するものに対し

て予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、併用住宅においては、住居の用途に供する部分のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅又は併用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(3) 法第7条に基づく設置後等の水質検査及び法第11条に基づく定期検査において、検査手数料を前納していない者（法第11条においては3年分）

(4) 法第8条に基づく保守点検及び法第11条に基づく定期検査を遵守する誓約ができない者

(5) 販売及び賃貸の目的で住宅又は併用住宅に浄化槽を設置する者

(6) 村税等村に納める料金を滞納している者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽設置、単独処理浄化槽の撤去（合併処理浄化槽の設置に伴い必要となる撤去費用）、くみ取り槽の撤去（合併処理浄化槽の設置に伴い必要となる撤去費用）、宅内配管工事（単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用）に要する費用に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。

2 前項の場合において、併用住宅にあつては、住居の用途に供する部分のみにより算定された人槽相当分の限度額を適用する。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図（既存単独処理浄化槽から転換する場合は、現状の配置、排水管図及び写真を添付する。）
- (3) 住宅又は併用住宅を借りている者は賃貸の承諾書
- (4) 浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し  
（既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽から転換する場合は、当該撤去及び宅内配管工事の内訳を見積書に記載すること。）
- (5) 登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び浄化槽機能補償制度の補償登録証。ただし、11人槽以上の合併処理浄化槽についてはこの限りではない。
- (6) 法を遵守する誓約書（第2号様式）
- (7) 住所の確認及び村税等納付状況調査に関する同意書（第3号様式）
- (8) 村外に住所を有する者の場合は誓約書（第4号様式）
- (9) その他村長が必要と認める書類  
（交付の決定及び通知要領）

第6条 村長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 村長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定したときは補助金交付決定通知書（第5号様式）を、交付しないと決定したときは補助金不交付通知書（第6号様式）をそれぞれ申請者に対し通知する。  
（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その後において補助金の交付申請の内容を変更

しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第7号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、直ちに村長に報告してその指示を受けなければならない。

3 前項の報告は、補助金の交付を受けようとする会計年度の12月末日までとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1カ月以内（前条第1項の規定により、事業の変更の承認を受けた場合も同様とする。）又は補助金の交付を受けようとする会計年度1月末日のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 施工工事中の工事写真

(3) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(4) 法第7条及び法第11条に係る定期検査手数料領収書の写し

(5) 浄化槽設備士により県の指定機関へ届け出て受理された単独処理浄化槽使用廃止届出書の写し、浄化槽設置工事完了報告書、及び浄化槽施工監理報告書の写し

(6) その他村長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合す

ると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第9号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第10号様式）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（合併処理浄化槽設置後の使用者変更の措置）

第13条 合併処理浄化槽設置者は、設置後において所有者の変更若しくは居住人の変更が生じたときは、法定検査の受検等の義務を新しく使用することとなった者に引き継ぐとともに村長へ届け出なければならない。

（その他）

第14条 村長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽設置工事の状況を施工の現場において確認する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助内容	補助金額（限度額）
5人槽	415,000円
6～7人槽	517,500円
8～10人槽	685,000円
11人槽以上	685,000円
単独処理浄化槽の撤去費※1	120,000円
くみ取り槽の撤去費※1	90,000円
宅内配管工事※2	300,000円

※1 合併処理浄化槽の設置に伴い必要となる撤去費用

※2 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による  
浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用